

新・団体医療保険のご案内

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

この保険は、公益社団法人日本歯科医師会を契約者とする団体契約です。



会 員 各 位

山口県歯科医師会

山口県歯科医師協同組合

平素より本会の会務運営にあたりましては、特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて本会では、会員各位の福祉対策の一環として「新・団体医療保険」を取り扱っており、現在多くの先生にご加入いただいております。

「新・団体医療保険」とは、日本国内外でのケガ・疾病により入院をした場合や手術を受けられた場合等に定額で保険金をお支払いする保険です。日本歯科医師会の団体契約であり多くの先生にご加入いただいていることから、団体割引率30%が適用されております。

また平成26年度始期契約より、手術保険金の支払い対象手術を拡大すると同時に、手術保険金倍額変更特約」・「重大手術保険金倍額変更特約」をセットし、手術保険金の金額を増額する商品改定を実施しています。

来る8月20日に更新を迎えますので、新規加入を是非この機会にご検討ください。

詳細につきましては、次ページ以降の補償内容等をご高覧のうえ、ご加入くださいますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様の今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

ご存知ですか？

入院1日あたりの平均自己負担額は

平均 **約21,000円!**



(注1) 左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度^(※)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)

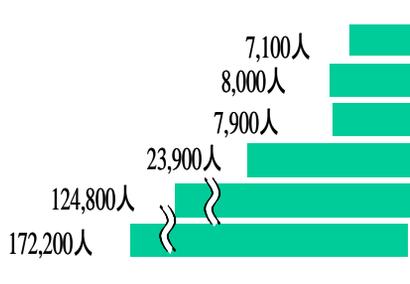
(※) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」
(注2) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

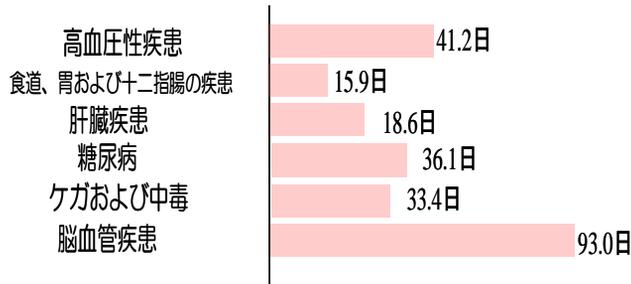
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/100714.html>

1人あたりの平均入院日数は平均 **約32.8日!**

傷病別の推計入院患者数 (単位:人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



厚生労働省大臣官房統計情報部『患者調査』(平成23年)による

万が一の病気やケガは心配ではないですか…

そこで「たしかな」安心を「うれしい」保険料でお届けします。

山口県歯科医師会の

新・団体医療保険

団体割引

30%適用

★5つの魅力★

団体割引
30%

日本歯科医師会のスケールメリットにより、団体割引率の最高、**30%**が適用されています。

日帰り入院から
OK!

日本国内外でのケガ・病気において **入院1日目から**、公的医療保険などからの給付に関わらず、定額で保険金をお支払いします。

(※) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

先進医療費用にも
対応!

先進医療^(※)等を受けるために要したその費用をお支払いします。

(※) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。

諸費用もワイドに
カバー

日本国内での入院により入院保険金が支払われる場合で、差額ベッド代、親族付添費用、ホームヘルパー雇入費用などを負担した場合に、その費用を保険金額を限度にお支払いします。

加入手続きも
ラクラク

健康状態に関して、所定の告知書の質問事項にお答えいただくだけで加入できます。(ただし、告知内容によっては、お引受けできない場合や条件付きでのご加入になる場合があります。)

＜プラン・保険料＞

●保険期間：1年 ●団体割引30% ●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット ●支払対象外期間：0日（単位：円）

| ＜補償内容＞ | | | 日額 5,000円コース | | 日額 10,000円コース | |
|---------|------------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|
| プラン名 | | | A1 | A2 | B1 | B2 |
| 疾病 | 入院保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 |
| | 入院諸費用保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 |
| 傷害 | 入院保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 |
| | 入院諸費用保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 |
| その他 | 先進医療等費用保険金 | 保険金額(円) | 1,000,000 | 1,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| ＜月払保険料＞ | | | (単位：円) | | | |
| 満年齢\プラン | | | A1 | A2 | B1 | B2 |
| 0～4歳 | | | 850 | 900 | 1,660 | 1,750 |
| 5～9歳 | | | 850 | 900 | 1,660 | 1,750 |
| 10～14歳 | | | 850 | 900 | 1,660 | 1,750 |
| 15～19歳 | | | 850 | 900 | 1,660 | 1,750 |
| 20～24歳 | | | 850 | 900 | 1,660 | 1,750 |
| 25～29歳 | | | 1,270 | 1,340 | 2,450 | 2,610 |
| 30～34歳 | | | 1,480 | 1,560 | 2,870 | 3,040 |
| 35～39歳 | | | 1,580 | 1,660 | 3,050 | 3,220 |
| 40～44歳 | | | 1,660 | 1,750 | 3,200 | 3,380 |
| 45～49歳 | | | 1,830 | 1,930 | 3,560 | 3,760 |
| 50～54歳 | | | 2,190 | 2,290 | 4,270 | 4,490 |
| 55～59歳 | | | 2,760 | 2,900 | 5,400 | 5,680 |
| 60～64歳 | | | 3,450 | 3,620 | 6,800 | 7,120 |
| 65～69歳 | | | 4,940 | 5,180 | 9,730 | 10,220 |
| 70～74歳 | | | 6,970 | 7,320 | 13,740 | 14,430 |
| 75～79歳 | | | 9,520 | 10,050 | 18,770 | 19,820 |

●保険期間：1年 ●団体割引30% ●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット ●支払対象外期間：0日（単位：円）

| ＜補償内容＞ | | | 日額 15,000円コース | | 日額 20,000円コース | |
|---------|------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| プラン | | | C1 | C2 | D1 | D2 |
| 疾病 | 入院保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 15,000 | 15,000 | 20,000 | 20,000 |
| | 入院諸費用保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| 傷害 | 入院保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 15,000 | 15,000 | 20,000 | 20,000 |
| | 入院諸費用保険金 | 支払限度日数(日) | 180 | 365 | 180 | 365 |
| | | 保険金日額(円) | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| その他 | 先進医療等費用保険金 | 保険金額(円) | 3,000,000 | 3,000,000 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| ＜月払保険料＞ | | | (単位：円) | | | |
| 満年齢\プラン | | | C1 | C2 | D1 | D2 |
| 0～4歳 | | | 2,440 | 2,570 | 3,000 | 3,150 |
| 5～9歳 | | | 2,440 | 2,570 | 3,000 | 3,150 |
| 10～14歳 | | | 2,440 | 2,570 | 3,000 | 3,150 |
| 15～19歳 | | | 2,440 | 2,570 | 3,000 | 3,150 |
| 20～24歳 | | | 2,440 | 2,570 | 3,000 | 3,150 |
| 25～29歳 | | | 3,600 | 3,810 | 4,300 | 4,550 |
| 30～34歳 | | | 4,220 | 4,440 | 5,040 | 5,300 |
| 35～39歳 | | | 4,480 | 4,720 | 5,340 | 5,630 |
| 40～44歳 | | | 4,710 | 4,970 | 5,620 | 5,930 |
| 45～49歳 | | | 5,260 | 5,530 | 6,360 | 6,680 |
| 50～54歳 | | | 6,300 | 6,620 | 7,670 | 8,040 |
| 55～59歳 | | | 8,000 | 8,390 | 9,900 | 10,370 |
| 60～64歳 | | | 10,090 | 10,560 | 12,620 | 13,180 |
| 65～69歳 | | | 14,420 | 15,150 | 18,060 | 18,930 |
| 70～74歳 | | | 20,440 | 21,440 | 25,780 | 27,000 |
| 75～79歳 | | | 27,880 | 29,440 | 34,990 | 36,890 |

(注1) 支払限度日数は、1型(A1、B1、C1、D1)のプランでは180日、2型(A2、B2、C2、D2)のプランでは365日が限度となります。

(注2) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(注3) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

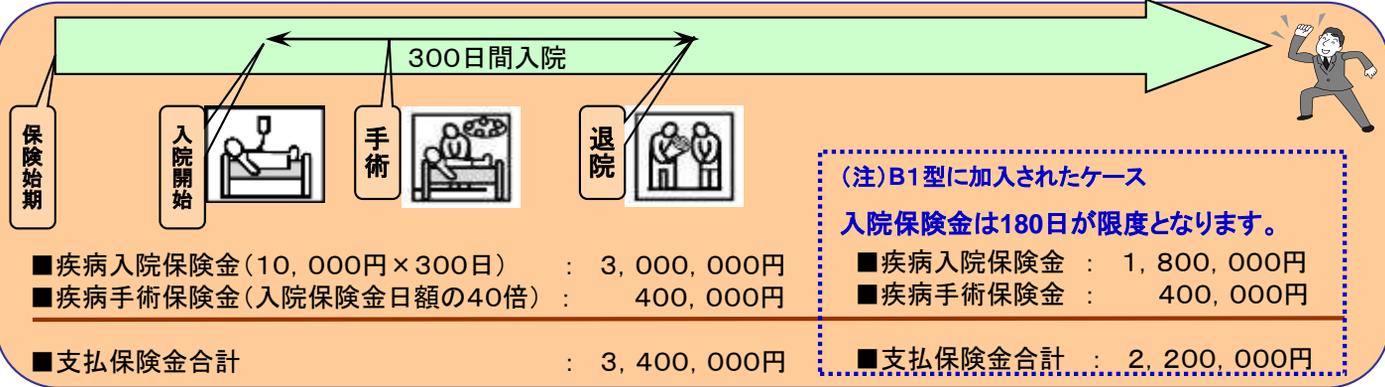
(注4) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(注5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし傷害入院諸費用補償特約保険料を除きます。(平成27年6月)

(注6) 手術保険金は、重大手術の場合、入院保険金日額の40倍の額を、重大手術以外の場合、入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

保険金のお支払い例

<脳卒中で300日入院したケース(ご加入プラン：B2)>



ご加入手続きについて

保険期間

保険期間は平成27年8月20日午後4時から平成28年8月20日午後4時です。(毎月20日付けで中途加入ができます。)

ご加入の対象となる方

・この保険は公益社団法人日本歯科医師会を契約者とする団体契約であるため、ご加入対象者は日本歯科医師会会員の方です。(会員の家族、従業員およびその家族も被保険者としてご加入になれます。)

<新規加入の場合>

平成27年8月20日現在満79歳以下の方にかぎります。(なお、プランD1、プランD2については、満69歳以下の方にかぎります。)
ただし、次の①、②に該当する方は、新規にご加入できません。

- ①加入申込み日現在、病気やケガのために医師の治療を受けたり、医師の指示により服薬されている方。
- ②過去3年間に別添の被保険者健康告知書の<3>のI欄の病気や疾病を指摘されたり、その病気治療を受けたことのある方。

<継続加入の場合>

前年と同条件での補償内容のまま継続いただく場合、お手続きは不要です。(自動継続)

お申し込み手続き

<新規加入の場合>

・「加入依頼書」「健康告知書」にご記入、ご捺印のうえご返送ください。

<継続加入の場合> (前年と同条件で継続の場合、自動継続されますのでお手続き不要です。)

- ・補償内容を増額される場合: 加入依頼書(10P)・被保険者健康告知書(別添)にご記入・ご捺印のうえ、ご送付ください。
- ・補償内容を減額される場合: 加入依頼書(10P)にご記入・ご捺印のうえ、ご送付ください。

ご加入の際ご注意ください

ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

- (1) 保険の対象となる方の満年齢、性別 など
- (2) 他の同種の保険契約(医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。)がある場合にはご加入時にお申し出ください。
- (3) 保険の対象となる方から現在の健康状態と過去の傷病歴をお知らせいただけます。「被保険者健康告知書」にご回答のうえ、保険の対象となる方ご本人(同居の親族を被保険者とする場合は、団体に所属している方も可)が署名・捺印してください。

保険料払込

10月より、ご登録いただいている口座から引き落としさせていただきます。(12回払)

締切日

8月18日までにお申し込みください。本締切日を過ぎた場合、毎月18日までの受付分は受付月の20日から保険期間開始となります。(18日を過ぎて受け付けた場合には翌月20日から保険期間開始となりますのでご注意ください。)

告知の大切さについてのご説明

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本歯科医師会
- 保険期間：平成27年8月20日（木）午後4時から1年間となります。 ■申込締切日：平成27年8月18日（火）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本歯科医師会の会員
- 被保険者：加入者またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合、満79歳以下（プランD1・D2は満69歳以下）の方が対象となります。
- お支払方法：平成27年10月より指定口座から毎月引き落としをします。（12回払）
- お手続き方法：添付の加入依頼書・告知書に必要事項をご記入のうえ、山口県歯科医師会窓口までご送付ください。既加入者については、前年と同等条件で加入を行う場合は告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。既加入者で保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月18日までの受付分は受付月20日（18日過ぎの受付分は翌月20日）から平成28年8月20日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より指定口座から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、山口県歯科医師会窓口までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

- ①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。
- ②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

【疾病保険特約】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---------|---|---|
| 疾病入院保険金 | 保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日または365日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ | ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※2）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 |
| 疾病手術保険金 | 以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術（※3）以外） <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20（倍） <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5（倍） 重大手術（※3） 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 （次ページに続きます。） | ⑩その他、法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------|---------------------------|---|--|
| 疾病 | 疾病手術 保険金 | <p align="center">(前ページより続きます。)</p> <p>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> | <p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p align="right">など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |
| | 疾病入院 諸費用 保険金 (※) | <p>疾病入院保険金がお支払われる場合で、被保険者が日本国内での入院により次の費用を負担したことによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①差額ベッド代</p> <p>②所定の状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間の親族付添費用(平成27年6月現在、1日につき4,100円となります。また、1日につき1名分にかぎります。)</p> <p>③(医師が付添を必要と認めた期間中、または家事従事者である被保険者が入院している期間中の)ホームヘルパー雇入費用(1日につき1名分にかぎります。)</p> <p>④入院・医師が必要と認めた転院・退院のための交通費</p> <p>⑤入院時の食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用(一部負担金として負担する額等を除きます。)</p> <p align="right">など</p> <p>(注1)公的医療保険制度等の療養の給付・労働者災害補償制度で給付の対象となる費用を除きます。</p> <p>(注2)第三者からの損害賠償金、被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。</p> <p>(注3)1回の入院につき、「支払限度基礎日額」×「疾病入院保険金の支払日数」を限度とします。</p> <p>(注4)疾病入院保険金支払限度日数または疾病入院保険金通算支払限度日数に到達した日の翌日以降に発生した上記①から⑤までの費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> | |

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------|-------------|---|------------------|
| 傷害 | 傷害入院 保険金 | <p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日または365日(プランにより異なります。)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ </div> | (次ページに続きます。) |
| | 傷害手術 保険金 | <p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p align="center">(次ページに続きます。)</p> | |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------|-------------------------------|---|---|
| 傷害 | 傷害手術 保険金 | <p align="center">(前ページから続きます。)</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> | <p align="center">(前ページから続きます。)</p> <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p> |
| | 傷害入院 諸費用 保険金 (※) | <p>傷害入院保険金が支払われる場合で、被保険者が日本国内での入院により次の費用を負担したことによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①差額ベッド代 ②所定の状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間の親族付添費用(平成27年6月現在、1日につき4,100円となります。また、1日につき1名分にかぎります。) ③(医師が付添を必要と認めた期間中、または家事従事者である被保険者が入院している期間中の)ホームヘルパー雇入費用(1日につき1名分にかぎります。) ④入院・医師が必要と認めた転院・退院のための交通費 ⑤入院時の食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用(一部負担金として負担する額等を除きます。)</p> <p>(注1)公的医療保険制度等の療養の給付・労働者災害補償制度で給付の対象となる費用を除きます。 (注2)第三者からの損害賠償金、被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。 (注3)1回の入院につき、「支払限度基礎日額」×「傷害入院保険金の支払日数」を限度とします。 (注4)傷害入院保険金支払限度日数または傷害入院保険金通算支払限度日数に到達した日の翌日以降に発生した上記①から⑤までの費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> | |

【その他特約】

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------|-------------------------------|--|--|
| 特約 | 先進医療 等費用 保険金 (※) | <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</p> | <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p> |

(※)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてはどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約にのみ補償・特約をセットした場合、ご契約を解約した時や家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病(群)が複数の場合

○告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

○補償対象外となっているZ群の特定疾病が「むちうち症」、「異常妊娠・分娩」、または「疾病・症状・障害一覧表」のくI欄に該当する疾病である場合

など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|--------|--|
| 疾病(病気) | 傷害以外の身体の障害をいいます。 |
| 傷害(ケガ) | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 通院責任期間 | 1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。 |
| 1回の入院 | 入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。 |
| 先進医療 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html) |
| 放射線治療 | 次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 |
| 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 |

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(前ページから続きます。)

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにお引き受けします。
 - ②特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約セット」)」でお引き受けします。)
 - ③今回はお引き受けできません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでお引き受けする場合は、補償を拡大した部分だけでなく、既にご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのお引き受けとなります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 重大事由による解除等
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
*中途加入の場合は、毎月18日までの受付分は受付月の20日(18日過ぎの受付分は翌月20日)に保険責任が始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でお引受けする場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については、全保険期間補償対象外となります。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など |
| ③ | 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書(写)、保証書 など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など |
| ⑦ | 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など |

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

(前ページから続きます。)

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてはどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

○特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 山口県歯科医師協同組合

〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目4番1号
TEL 0120-82-8026 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 山口支店 法人支社

〒753-0076 山口市泉都町7-11
TEL 083-924-3005 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が平成26年9月1日に合併して誕生した会社です。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記の事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 受付時間: 24時間365日

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。